

特定健診だより

No.74(令和8年6月号)

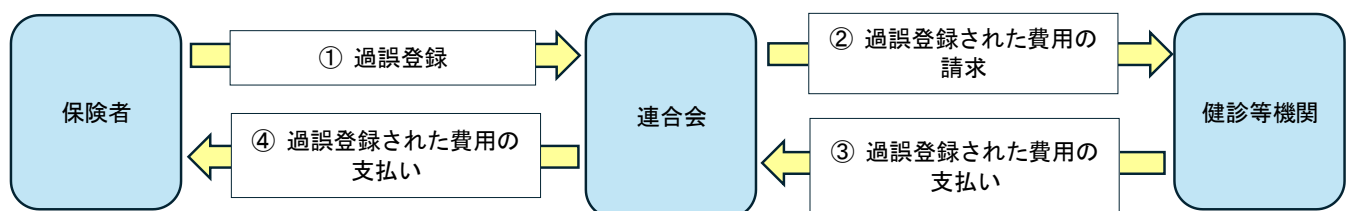
特定健診等データの請求について

今回はよくお問い合わせのある特定健診等データの請求に関するご案内です。

過誤登録について

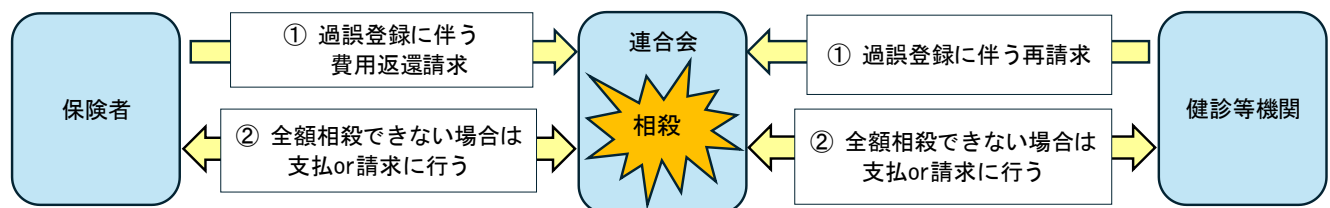
本会に提出を行った健診等データの請求が確定した後に、健診等データの差し戻しを行う場合は保険者にて「**過誤登録**」を行います。過誤登録を行うと、保険者から連合会を通して健診機関等に振り込まれた費用について、返還を求めることになります。

(イメージ①)



過誤登録と過誤された請求データの提出タイミングを同月に合わせることで、費用の相殺を行うことも可能です(通称「**同月過誤**」と呼んでおります)。

(イメージ②)



同月過誤を行うには過誤登録と再請求を**原則 5 日まで**に行わなければなりません(5日を過ぎると処理が次月に持ち越されるため、相殺が不可能)。また過誤登録に対して、それに伴う再請求がなくとも、他の健診等データの請求があればその費用と相殺します。

仮に過誤登録があるにもかかわらず、それに伴う再請求や他の健診等データの請求がない場合は**健診機関等から連合会に過誤に伴う費用を納入していただく必要**があります。

ご不明な点等ありましたら保険者、もしくは連合会にご相談ください



宮崎県国民健康保険
イメージキャラクター「オレンジん」

〔連絡先〕 宮崎県国民健康保険団体連合会 保険者支援課 保険者支援係 (本館2階)

住所: 宮崎市下原町231-1

TEL: (0985) 25-5208 FAX: (0985) 31-4388

本会HP: <https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp/health/>

検索